被扶養者として認められる要件

No.	ポイント	備考
1	主として被保険者の収入によって生計が維持されていること。	「家族の範囲」の親族であること。 夫婦が共同して扶養する者の取り扱い（夫婦共働き）
2	収入のある認定対象者の収入基準額 ● 年間収入：130万円未満（月額108,334円未満）であること。 ※1 60歳以上または概ね厚生年金保険法による障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の場合は180万円未満（月額150,000円未満） ※2 対象者が被保険者の配偶者以外でその年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は150万円未満（月額125,000円未満） ● かつ、被保険者と同居の場合、被保険者の年収の2分の1未満であること。 【収入とは】 ① 給与収入 ② 農業収入・自営業収入・自由業収入の所得 ③ 各種年金（老齢・遺族・障害・企業・共済等）・恩給の収入 ④ 不動産賃貸料収入（土地・建物・駐車場等）の所得 ⑤ 利子収入 ⑥ 株式等複数回売買した収入の所得 ⑦ 株式の配当金収入の所得 ⑧ その他継続性を有する収入または所得 ※ 退職金・不動産売買益等の一時的な所得は対象外	● 給与収入の場合は税控除前の総収入をさし、非課税の通勤手当も含める。 ● 年度の途中で退職した場合、退職までに130万円（180万円※1、150万円※2）以上の給与収入があっても、事由発生日時点から将来にわたっての1年間（12カ月）に見込まれる収入が左記の年間収入未満であることが確認できれば認定可。 ● 年度の途中でパート、アルバイトなどを開始した場合、月額×12で年収を推計し年間収入見込が130万円（180万円※1、150万円※2）を超える場合は、パート、アルバイトなどを開始した時点で扶養取消となる。 ● 雇用保険（失業給付）の受給が開始し、基本手当日額3,612円未満（60歳以上は5,000円未満、配偶者を除く19歳以上23歳未満は4,167円未満）であり、失業給付以外の収入がある場合はすべての収入を合算して収入基準額を満たし、その他の認定要件を満たせば申請可。 ただし、待期期間・給付制限期間は一時的な収入減少とみなし被扶養者にはなれない。
3	収入の多少に係わらず、認定対象者が他健保制度の被保険者資格を有していないこと。	パート・アルバイトなどでも通常勤務者の４分の３以上勤務している場合や短時間労働者でも勤務先の健康保険制度に加入となる場合は、その勤務先の被保険者とするのが原則であることから、被扶養者にはなれない。
4	認定対象者が後期高齢者医療制度の適用をうけている場合は、被扶養者の対象とはならない。	認定対象者が満75歳以上の場合、後期高齢者医療制度の適用となる。（65歳以上で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けている場合も同じ）
5	被保険者と同居でない者を被扶養者とするときは、次の2つの条件をどちらも満たすこと。 ① 認定対象者の年間収入より被保険者からの援助による送金額が多いこと。 ② 年間送金額は下限送金月額の12カ月分以上であること。 **【下限送金額（1カ月あたり）】** ● 1人あたり　4万円	● 年間で送金条件を満たす送金がされていれば1回の送金額、回数は問わない。 ● 送金は現金書留または金融機関を利用し、第三者がみても送金の事実が確認できるようにすること。 ● 送金証明の提出を求められたときはいつでも応じられること。（提出できない場合、認定を取消す場合があります）